

## 山武郡市広域水道企業団からのお知らせ

消費税法の改正により、4月1日から水道料金等に加算される消費税が8%となります。

なお、従前より継続してご使用のお客様は、4月1日以降の初回請求分について旧税率(5%)が適用されます。(一部経過措置適用対象外あり)

### 水道料金表

基本料金(2ヵ月分)			従量料金	
口径	基本水量	料金	使用水量	1m <sup>3</sup> につき
13mm	16m <sup>3</sup> まで	3,020円 (3,261.6円)	1~30m <sup>3</sup>	190円(205.2円)
20mm	16m <sup>3</sup> まで	4,860円 (5,248.8円)	31~60m <sup>3</sup>	215円(232.2円)
25mm	なし	5,240円 (5,659.2円)	61~200m <sup>3</sup>	235円(253.8円)
30mm	なし	7,980円 (8,618.4円)	201m <sup>3</sup> ~	250円(270.0円)
40mm	なし	15,980円 (17,258.4円)	臨時栓	360円(388.8円)
50mm	なし	28,500円 (30,780.0円)		
75mm	なし	76,600円 (82,728.0円)		
100mm	なし	160,100円(172,908.0円)		
150mm	なし	320,120円(345,729.6円)		
臨時栓	なし	口径問わず基本料金なし		

( )内は税込(8%)の換算料金

※2ヵ月につき、基本料金と従量料金を合計した額が料金となります(合計額の円未満切り捨て)

問山武郡市広域水道企業団業務課料金班

☎(55)7853

URL http://www.water-sansui-ki.jp/



## 施設使用料

改定される使用料のうち、主な施設の使用料は次のとおりです。詳しい内容は、各施設へお問い合わせください。

施設等の名称・問合せ先	改定の内容
ホール(保健文化センター) ☎図書室(72)8383	改定前3,150円~9,450円 改定後3,240円~9,720円
中央公民館 ☎(72)0698 白里公民館 ☎(77)2172 中部コミュニティセンター ☎(73)3337	改定前500円~600円 改定後510円~610円※300円以下は変更なし ・中央公民館については、改修工事に伴う区分の変更がありました。
社会体育施設 生涯学習課 スポーツ振 興班 ☎(72)5708	野球場 改定前630円~1,050円 改定後640円~1,080円 柔剣道場 白里地区 スポーツセンター 改定前800円~1,200円 改定後820円~1,230円※300円以下は変更なし テニスコ ート 改定前630円 改定後640円 ・市外の方も利用できるようになりました。 サッカー場 改定前2,000円~4,000円 改定後2,050円~4,110円
大網白里アリーナ 生涯学習課スポーツ振 興班 ☎(72)5708	改定前450円~80,000円 改定後460円~82,280円※300円以下は変更なし ・既に発行されているトレーニング室の定期券(1ヵ月分)は、有効期限内に限り引き続き使用できます。
庭球場(みずほ台近隣公園) 都市整備課街路公園班 ☎(70)0360	・市内の方の使用料は変更ありません。 ・市外の方も利用できるようになりました。
農村環境改善センター いずみの里 ☎(70)5111	改定前470円~4,200円 改定後480円~4,320円※310円以下は変更なし
農村ふれあいセンター やまべの郷 ☎(72)7413	改定前520円~4,200円 改定後530円~4,320円

※上記のほか、市内各施設の使用料、行政財産の目的外使用料などについても料金が改定されます

## 市営ガスをご利用の皆さんへ

ガス器具を屋内で、換気が不十分な状態で使用すると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起す恐れがあります。事故を防止するため、次の点にご注意ください。

- ・ガスを使用するときは、必ず換気をしましょう。
- ・ガス器具や換気設備の取扱説明書をよく読み、正しく安全な使用と日常管理をしましょう。
- ・業務用に利用するガス機器や換気設備は、日常管理の他にメーカーなどの専門家による定期的なメンテナンスを受けましょう。
- ・万一のガス漏れや不完全燃焼に備え、ガス・一酸化炭素警報器を設置しましょう。

※ガス臭や警報器の作動など、異常を感じたら直ちにガスの使用を中止し、ガス事業課までご連絡ください

問ガス事業課 ☎(72)1131



# 使用料等が改定されます

消費税の税率が5%から8%に改定されたことに伴い、水道料金等が改定されます。

詳しい内容については、直接、担当課等へお問い合わせください。

## 下水道使用料等

4月1日から、下水道使用料等(公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、コミュニティ・プラント使用料)は次のとおりです。

なお、従前より継続して使用の方の場合、「4月1日以降の初回請求分」については、経過措置として旧税率5%が適用となります。(一部経過措置適用除外あり)

### ◇公共下水道使用料 料金表(1ヵ月につき)

基本料金	使用水量	料金	旧税込料金	新税込料金
1m <sup>3</sup> につき 超過料金	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	1,470円	1,512円
	11~20	150円	157円	162円
	21~30	160円	168円	172円
	31~50	180円	189円	194円
	51~100	190円	199円	205円
	101~500	210円	220円	226円
	501m <sup>3</sup> 以上	230円	241円	248円

### ◇農業集落排水処理施設使用料およびコミュニティ・プラント使用料 料金表(1ヵ月につき)

基本料金	使用水量	料金	旧税込料金	新税込料金
1m <sup>3</sup> につき 超過料金	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	1,470円	1,512円
	11~20	150円	157円	162円
	21~30	160円	168円	172円
	31~40	170円	178円	183円
	41~50	180円	189円	194円
	51m <sup>3</sup> 以上	200円	210円	216円

※2ヵ月につき、基本料金と超過料金を合計した額が料金となります

※下水道使用料等の徴収事務は次の業者に委託しています

引越しに伴う精算や口座振替の申し込み、届け出内容の変更は、受託業者までご連絡ください。

▶受託業者=(株)ジェネッツ東金営業所(山武郡市広域水道企業団お客様センター内)  
東金市東上宿12-13 ☎(50)4132

問下水道課管理班 ☎(77)6880

## ガス料金

地球温暖化対策のための税の段階施行による石油石炭税の増税と消費税および地方消費税が増税されることから、4月6日よりガス料金を1立法メートル当たり0.18円(税抜き)引き上げる改定を実施することとなりましたので、ご理解をお願いいたします。

なお、平成26年5月請求分の早収料金は、施行日である4月6日を基準とした日割計算により算定します。(4月請求分は旧料金表で計算されます)

### ◇旧料金(4月の検針日翌日からは、消費税の税率は8%となります)

	適用区分 (1ヵ月の使用量)	旧基本料金 (メーター1台につき)	旧単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
料金表A	0m <sup>3</sup> ~25m <sup>3</sup>	577.50円(税抜550.00円)	73.59円(税抜70.09円)
料金表B	26m <sup>3</sup> ~250m <sup>3</sup>	603.75円(税抜575.00円)	72.53円(税抜69.08円)
料金表C	251m <sup>3</sup> ~	871.50円(税抜830.00円)	71.46円(税抜68.06円)

### ◇新料金(4月6日から)

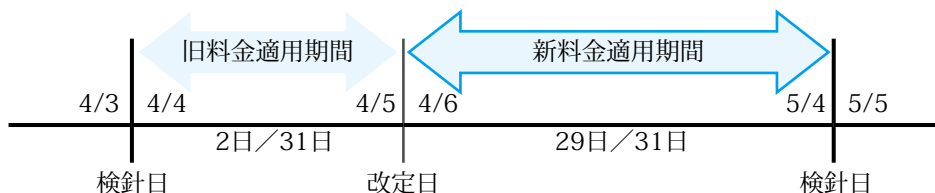
	適用区分 (1ヵ月の使用量)	新基本料金 (メーター1台につき)	新単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
料金表A	0m <sup>3</sup> ~25m <sup>3</sup>	594.00円(税抜550.00円)	75.89円(税抜70.27円)
料金表B	26m <sup>3</sup> ~250m <sup>3</sup>	621.00円(税抜575.00円)	74.80円(税抜69.26円)
料金表C	251m <sup>3</sup> ~	896.40円(税抜830.00円)	73.69円(税抜68.24円)

### ◇一世帯当たりの1ヵ月平均使用量における早収料金の比較(税込)

使用量	旧料金	新料金	増加額
53m <sup>3</sup> /月	4,447円/月	4,584円/月	137円/月

### ◇5月請求分の日割計算

(例) 4月検針日:平成26年4月3日  
5月検針日:平成26年5月4日 料金算定期間:31日間(4/4~5/4)



問ガス事業課 ☎(72)1131